

第3次盛岡市男女共同参画推進計画について

1 趣旨

「盛岡市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」が、令和元年6月28日に施行されたことに伴い、条例で掲げる理念や取組等を具体化するため、現在の「第2次盛岡市男女共同参画推進計画（第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画を含む）」を抜本的に改めるとともに、令和2年中に国から策定を求められている「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」について新たに策定する必要があるため、その骨子（案）について意見を求めるものである。

2 市のこれまでの取組

(1) 市男女共同参画推進計画の策定

- ア 新盛岡市女性行動計画～なはんプラン 21～（H7～H12年補訂版～H16）
- イ 盛岡市男女共同参画計画～新たなはんプラン～（H17～H18改訂～H22改訂～H26）
- ウ 第2次盛岡市男女共同参画推進計画～なはんプラン 2025～（H27～R6）（現在）

(2) 条例の制定（令和元年6月28日公布・施行）

ア 目的

性別及び性的指向並びに性自認等（以下「性別等」という。）にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する。

イ 内容

5つの基本理念（人権の尊重、多様な生き方の選択、政策・方針等決定過程への機会の確保、ワーク・ライフ・バランスの実現、性と生殖に関する理解と尊重）、市・市民・事業者・教育関係者の責務、性別等による人権侵害の禁止、施策推進のための市の基本体制及び11の基本的施策を盛り込む。

3 第2次盛岡市男女共同参画推進計画の改訂について

(1) 改訂の経緯と必要性

- ア 令和元年度は現計画期間10年間の中間年にあたり、成果指標や具体的施策等を、達成度や社会情勢に合わせ再度見直す必要がある。
- イ 条例で掲げる理念や取組を具体化するため、現計画の基本目標、成果指標、施策の方向性などを再度整理する必要がある。
- ウ 条例における「男女共同参画」の定義に、性別だけでなく、性的指向や性自認を含む概念を含めたことから、これらの施策も拡充させる必要がある。
- エ 「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」について、国の第4次男女共同参画基本計画に基づき、令和2年までに新たに策定する必要がある。また、女性活躍推進の取組は、男女共同参画推進のための重要な方策の一つでもあることから、男女共同参画推進計画と一体のものとして策定することで、より総合的かつ計画的な取組が推進される。
- オ 上記の見直しにあたり、現在の計画に包含して位置づけている「第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」についても、併せて見直しが必要である。

(2) 現状と課題把握のための各種調査等（詳細は3ページに記載）

- ア 「市民アンケート調査（男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について）」
（平成30年8月実施、対象数2,000人、有効回収数842人、回答率42.1%）
- イ 「盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査（岩手県立大学地域協働研究）」
（平成30年9～11月実施、対象数635事業所、有効回収数89事業所、回答率14.0%）
- ウ 男女共同参画関係団体、市民等との意見交換会（男女共同参画推進に必要な視点）
（平成31年1～3月にかけて3回実施、参加者数のべ市民21名・関係団体10団体）

(3) 各種調査等から浮かび上がった課題

ア 人権尊重意識のさらなる向上

～女性だけでなく、男性、さらに性的少数者も含めた、人権尊重意識の向上が必要である。

イ あらゆる場面における多様な人々の活躍

～人口減少・少子高齢化が加速する将来においても持続可能な地域社会を形成するために、性別等に関わらず、あらゆる場面であらゆる人が活躍できる取組が必要である。

ウ 性別等に関わらず多様な生き方・暮らし方を実現できる意識の形成

～未だに強固に根付き、かつ時代の変化に対応しきれていない、性別等に関する固定的な価値感や慣習・無意識の偏見等を解消し、社会の変化や多様な生き方・暮らし方に対応する必要がある。

(4) 目指すべき社会の姿（条例より）

多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等に関わらず、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会。

4 計画改訂の方針等

(1) 計画改訂の方針

ア 現計画の基本理念、基本目標、施策の方向性などを抜本的に見直すことから、現在の第2次計画の中間見直しではなく、第3次計画として策定する。

イ 今回新たに策定する女性活躍推進計画は、男女共同参画推進計画の一部に包含し、一体のものとして策定する。

(2) 計画の名称

「第3次盛岡市男女共同参画推進計画」（以下「第3次計画」という。）

〔 「第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画」（第3次計画の一部）
「盛岡市女性活躍推進計画」（第3次計画の一部） 〕 を含む

(3) 計画の位置づけ

ア 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び盛岡市男女共同参画推進条例（令和元年条例第8号）第9条に基づく市町村男女共同参画計画

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

ウ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく市町村推進計画

5 計画期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

※計画の見直し 令和6年度（計画期間中間年、市総合計画との整合性）

令和7年度（10年間の時限立法である女性活躍推進法終了年度）

6 計画の骨子(案)

別添 計画骨子(案)のとおり。

7 今後のスケジュール

令和元年9月 盛岡市男女共同参画審議会(4日)

男女共同参画関係団体との骨子案意見交換会(中旬)

11月 素案作成, 男女共同参画推進本部会議, 市男女共同参画審議会

12月 パブリックコメント

令和2年1月 最終案作成, 男女共同参画推進本部会議, 市男女共同参画審議会

2月 全員協議会 3月 市長決裁

各種意識調査, 市民・関係団体等との意見交換会について

(1) 「市民アンケート調査（男女共同参画及び女性活躍推進に関する意識について）」

（平成30年8月実施, 平成31年1月報告書, 対象数2000人, 有効回収数842人, 回答率42.1%）

ア 男女の平等感について

「男女の地位は平等になっていない」と思う人の割合が男女とも6割以上（過去調査最高）。

※20年間の調査期間において、各種制度が浸透してきている状況を含め、多くの市民の男女共同参画推進への関心の高まりが反映されたものと考えている。

イ 女性の活躍推進・男性の家庭地域参画について

「女性の就業継続のための支援制度の充実」「男性の家事育児等参画のための職場・上司の理解の推進」など、職場での取組や意識改革を求める声が7割以上。

ウ 行政が力を入れるべきこと（上位5項目）

「育児介護中の就業継続や復帰支援（87%）」「男女共に働き方の見直し（73%）」「男女共同参画理解の学習や啓発の充実（51%）」「政策決定の場への女性の積極的登用（49%）」
「男女共同参画に関する法令等の充実（47%）」

(2) 「盛岡市女性活躍推進に関する事業所調査（岩手県立大学地域協働研究）」

（平成30年9～11月実施, 平成31年3月報告書, 対象数635事業所, 有効回収数89事業所, 回答率14.0%）

ア 事業所が抱える課題（上位2つ）

「多様な人材活用のための管理職の認識・意識向上」「一般女性社員の意識改革」

イ 市に求める支援（上位3つ）

「保育介護等サービスの充実」「スキルアップセミナー開催」「先進的取組事例紹介」

ウ インタビュー調査による女性活躍推進の課題

「女性が抱く女性活躍推進のイメージの多様さ（良・悪・プレッシャー・とまどい 等）」
「女性社員の遠慮・不安・自信のなさ（機会・経験・ロールモデル少ない 等）」

(3) 男女共同参画関係団体, 市民等との意見交換会（男女共同参画推進に必要な視点）

（平成31年1～3月にかけて3回実施, 参加者数のべ市民21名・関係団体10団体）

ア 社会…人権尊重意識, セクシュアル・ハラスメント等の禁止, 多様な性の理解, 政治分野の男女共同参画（女性議員の増）, 拠点施設, 災害対応における男女共同参画視点

イ 家庭…家事育児介護を夫婦で分担, 対等なパートナーシップ, 固定観念の排除

ウ 地域…町内会における男女共同参画（役員の均衡, 行事の役割分担等）

エ 教育…教育関係者の責務の重要性, 子どもたちへの男女共同参画・人権・DV防止・LGBT教育, 職員対象の研修等の重要性

オ 職場…男性育児休業取得推進, イクボス推進（上司の理解）, 女性の意識改革, 待機児童解消, 両立支援体制整備, ワーク・ライフ・バランス, 長時間労働是正, 賃金格差解消

現在の第2次盛岡市男女共同参画推進計画の体系（H27～R6）

(1) 計画期間：平成27年度～令和6年度

(2) 基本理念：「未来の盛岡がさらに輝くために、女性の参画機会を拡大し、
活躍しやすいまちづくりを推進します」

(3) スローガン：「女性が輝き 盛岡が輝く」

	基本目標	施策の方向性	成果指標
1	政策や方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会等における女性委員の登用促進 (2) 市や関係団体の方針決定過程への女性の参画促進 (3) 地域団体やNPO等の方針決定過程への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市の審議会等における女性委員の割合 ・市職員における一般職の女性管理職割合 ・女性委員のいない審議会等の数 ・男女共同参画サポーター認定者数 ・女性防災リーダー講座修了生人材リスト登録者数 ・女性人材リスト登録者数
2	市民への男女共同参画の理解の促進	(1) あらゆる場での教育や学習機会の提供 (2) 男女共同参画に関する教育のプログラム開発と教員への研修機会の充実 (3) 発達段階に応じた性と生命の尊重教育の実施 (4) メディアからの情報の理解や活用能力向上の取組の推進 (5) 男女共同参画に関する統計や情報収集及び調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会で男女平等と思う人の割合 ・出前講座実施回数 ・教職員対象メディア活用能力向上講座参加者数 ・「数字にみる盛岡市の男女共同参画」配布数
3	男女のワーク・ライフ・バランスの実現	(1) ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 (2) 男性の家事・育児・介護への参加促進 (3) 多様なニーズに対応した保育や子育て支援の充実 (4) 多様なニーズに対応した介護サービスの充実 (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業への啓発 (6) 女性の意思決定過程への参画促進に向けた企業への啓発 (7) 雇用の分野における男女の均等待遇の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・男性のための支援講座実施延回数 ・母親教室への男性の参加割合 ・子育て支援サービス利用者数 ・市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる市民の割合 ・保育所待機児童数 ・企業への出前講座回数 ・地域包括支援センター等への相談件数
4	男女のあらゆる分野への参画機会の拡充	(1) 女性に対する再就職の支援 (2) 起業や自営業の女性が自立するための支援 (3) 女性の能力の向上やリーダー育成のための支援 (4) ひとり親家庭等の自立に向けた支援 (5) 女性の生涯にわたる健康支援 (6) 男女共同参画に係る視点での相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の経済的自立支援講座延参加者数 ・講座参加者の中で起業や就労に結びついた件数 ・女性防災リーダー講座修了生人材リスト登録者数 ・母子家庭等就業支援事業等で就業した割合 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数 ・女性健康診査受診者数 ・女性相談件数
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶 (第2次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画)	(1) 暴力を許さない意識づくりと暴力の発生を防ぐ地域づくり (2) 相談及び被害者保護の取組の充実 (3) 被害者の自立支援 (4) 関係機関や支援する民間団体との連携強化によるDV防止対策推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・DV予防啓発講座受講人数 ・DV防止週間等のイベント参加者数 ・窓口担当職員研修の受講人数 ・DV相談支援センターの相談件数 ・DV相談新規人数